

環境大臣 細野 豪志 様

要 望 書

全国市長会関東支部

陳情要請対応本部

衆議院議員 逢坂誠二様

# 要望書

全国市長会関東支部

衆議院議員 野木 実様

要 望 書

全国市長会関東支部

## 放射性物質による環境汚染対策に関する要望

放射性物質による環境汚染への対処に関しては、本年1月1日に施行された放射性物質汚染対策特別措置法により一定の方向性が示されたところであるが、市民が安心して生活するためには、できる限り事故前の環境に近づけていくための長期的かつ地道な取り組みが必要となる。

また、市民の間には、放射性物質が及ぼす健康への影響に対する不安が高まっており、特に乳幼児の保護者からは、子どもの健康調査や内部被ばくの検査等に関する要望が多数寄せられ、市民の健康不安を軽減するための対応が求められている。

その対応に当たり、専門家からの技術的な援助が必要となるが、長期間にわたる低線量被ばくの健康への影響に関しては、国としての対応方針が示されていない。

一方、除染等の作業に伴い発生する放射性物質に汚染された土壌、汚泥等については、一時保管場所の確保が難しく、各現場で保管している状況である。

また、放射性物質汚染対策特別措置法により、 $8,000\text{Bq/kg}$  を超えて事故由来放射性物質に汚染された廃棄物は指定廃棄物とされ、最終的には国の責任において処理することとされているが、 $8,000\text{Bq/kg}$  未満の特定産業廃棄物や除染実施区域外の側溝汚泥等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）の適用を受けることから、廃掃法上の積み替え保管施設がない場合は、保管されることなく廃棄物の処理経路にのせることが求められている。ただし、現状では廃棄物処理の引き受け手がないため、側溝汚泥及びばいじん等については、処分ができない状況である。

よって、国においては、こうした実態を直視し、国家的危機管理として、下記事項について、迅速、的確に万全の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

1.  $8,000\text{Bq/kg}$  未満の側溝汚泥、ばいじん等の産業廃棄物についても、国の責任において処理すること。

2. 除染実施区域外の小学校、中学校等及び公立、私立を問わず、高校、大学における除染費用について財政支援を行うとともに、民有地の除染について、除染費用をはじめ必要な資機材の提供、除染に関する講習の実施等、市民からの要望に応えて市が行う対策に対し、全面的な支援を行うなど、放射性物質汚染対策特別措置法の枠組みに限らず、より広く市域全域の除染を進められるよう、国による財政措置の拡充を図ること。

また、地方公共団体が除染に要した費用すべてについて、関係省庁間で連携を取り、一括して地方公共団体に交付するとともに、除染関連経費の報告事務を簡素化すること。

3. 放射性物質に汚染された土壌や焼却灰等について、国は、早急に一時保管場所の確保、または中間貯蔵施設の設置を図るとともに、一時保管することなく、最終処分先に運搬できるよう、早期に最終処分場を確保し、未来に影響を与えない処分方法を確立すること。

また、これらの仮置き場、保管場所及び最終処分場の確保のために生じた金銭的、時間的、人員的な負担について、国の責任において早急かつ誠実に対処すること。

4. 国による財政措置が難しい部分については、東京電力株式会社への求償方法を確立するなど、除染等をはじめとする放射能問題に対処する費用の全額確保に向け、必要な対策を講じること。
5. 福島県以外での子どもに対する健康調査について、法整備等国としての対応方針を早期にまとめること。
6. 健康調査や内部被ばく検査を実施する自治体に対し、国による財政的支援を行うこと。
7. 放射線の健康被害への影響について、積極的に正確な情報の提供を行うこと。  
また、農林水産物の一層の安全性を高めるため、放射性物質の吸収抑制対策への支援と、さらに迅速、正確で分りやすい情報提供が可能となるよう、測定器を各市町村に配備するなど、必要な取り組みを実施すること。
8. 飲料水、食品、土壤、廃棄物、空間線量等に係る放射性物質の基準値について、国民の不安を払拭するため、より明確に科学的根拠に基づいた安全性を示すこと。

平成24年 4月20日

全国市長会関東支部

支部長 須田 健治

